

重要事項説明書

(家庭的保育事業)

当園が提供する家庭的保育事業の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

開設者の名称	社会福祉法人 恵和会		
主たる事務所の所在地	〒424-0064 静岡市清水区長崎新田 3 1 1 番地		
電話番号	054(344)7711	F A X	054(344)7707
法人の種別及び名称	社会福祉法人 恵和会		
代表者職	理事長		
代表者氏名	栗 田 和 明		

事業所の名称	有度のにこにこ保育園 (家庭的小規模保育事業)		
事業所の所在地	〒424-0064 静岡市清水区長崎新田 2 9 1 番 2		
事業所番号			
電話番号	054(395)8815	F A X	054(395)8817
指定年月日	平成 30 年 4 月 1 日		
交通の便	長崎インターより車で 2 分、静鉄バス三保線七ツ新屋 下車徒歩 10 分		

2 保育園の設備概要

定員	24 名	
	0 歳児 8 名 (地域枠 6 名、事業所枠 2 名)	
	1 歳児 8 名 (地域枠 6 名、事業所枠 2 名)	
	2 歳児 8 名 (地域枠 6 名、事業所枠 2 名) ※入園希望の状況より定員の範囲内での変動あり	
保育を提供する日	月曜日～土曜日 (年未年始及び国民の祝日は除く)	
保育を提供する時間	標準時間 (11 時間)	7 : 30～18 : 30 (開園時間の範囲内で延長保育を実施)
	短時間保育 (8 時間)	8 : 30～16 : 30 (開園時間の範囲内で延長保育を実施)
	開園時間	7 : 30～18 : 30
室面積	0 歳児 27.54 m ² 、1 歳児 27.83 m ² 、2 歳児 22.35 m ²	
給食室	18.90 m ²	
調乳室	4.55 m ²	
ホール	31.68 m ²	
その他設備	事務室 20.79 m ²	

3 事業所の職員の概要

職 種	員 数	勤 務 の 体 制	
園長	1 人	常勤兼務 1 人	
保育士	13 人	常勤 7 人 (1)	非常勤 5 人
調理員	3 人	常勤 2 人	非常勤 1 人
事務員	1 人	常勤 1 人 (1)	

※ 但し、兼務については () 書きで再掲する。

4 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

※7:30 開園 (随時登園) →9:15 おやつ→ 9:30 遊び、活動→11:00 食事→12:00 お昼寝 (休憩) →15:00 おやつ→ 15:30 室内 (戸外) 遊び→
随時降園 → 18:30→閉園

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。

(4) 健康診断

①健康診断 (内科健診・歯科検診)

年 2 回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

②身体測定

毎月 1 回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

5 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担 (保育料)

当園に対し、支給認定を受けた市町が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の改正が発生した場合には速やかに改正の時期及び改正後の料金を通知し継続の有無を確認するものとします。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
連絡ノート	全園児	1冊	190円
お便り袋	全園児	1個	400円
カラー帽子	1～2歳児	1個	1,040円

※ 上記のほか、必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	7:30～8:30	300円
	16:30～18:30	300円
	18:30～	1,000円
保育標準時間認定	18:30～	1,000円

6 料金の支払方法

料金の支払い方法は口座自動引落としとなります。その他支払い方法をご希望場合はご相談下さい。

- (1) 口座振替払（引落日：毎月27日）
その他の支払い方法
- (2) 現金振込払（納付期限：毎月27日まで） ※手数料はご負担をお願いします。
指定口座：しずおか焼津信用金庫 御門台支店（普）0094241
- (3) 現金払（納付期限：毎月27日まで、事務室まで持参）

7 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が満3歳を迎え、その年度が終了したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

8 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、当園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。当園の嘱託医は以下のとおりです。

嘱託内科医	白萩病院 萩原覚也	静岡市駿河区西大谷 16-1
嘱託歯科医	静岡デンタルクリニック	静岡市駿河区小鹿 1-20-17

9 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、園長を責任者に設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

11 非常災害対策

非常時の対応	社会福祉法人恵和会 防災計画に基づく
防災設備	・カーテン・消火器

12 苦情処理

当園の保育提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。当園に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。各市町村の子育て支援課でも相談できます。

苦 情 相 談 窓 口	有度のにこにこ保育園	利用時間	平日 8:30~17:30
	苦情解決責任者 深澤 明美 苦情受付担当者 外岡 美砂子	電話番号	054 - 395 - 8815
	第三者委員 評議員 宮野 美代子 監 事 高木 美枝子	電話番号	保育園掲示板にて

保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 静岡市清水区長崎新田 3 1 1 番地
名称 社会福祉法人 恵和会
理事長 栗田 和明

事業所 所在地 静岡市清水区長崎新田 2 9 1 番 2
名称 有度のこにこ保育園
園長 深澤 明美

説明者：_____

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____

児童との続柄：_____

児童氏名：_____